

清算システム機能の統合に伴う「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

平成26年9月25日
株式会社日本証券クリアリング機構

1. 改正趣旨

平成26年11月25日に、現在、株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）の清算システムにて処理しているOSE上場商品の建玉確定処理機能等を当社清算システムへ統合することに伴い、業務方法書の取扱い等について、所要の改正を行う。

2. 改正概要

(備考)

(1) 建玉の移管に係る手続きの統一

- ・ OSE市場で取引されるすべての先物・オプション取引（取引所FX取引を除く。）について、移管元清算参加者及び移管先清算参加者が建玉の移管に係る申請を行う場合は、移管対象の建玉の内容等を、移管日の前営業日の午後7時までに申請するものとする。
- ・ 当社は、建玉の移管の申請を承認した場合には、移管日の午前9時に建玉の移管を成立させるものとする。

・業務方法書の取扱い第20条の9

(2) その他

- ・ OSEに委託している先物・オプション取引等に係る清算手数料の収納事務の委託の終了及びOSEに上場するJPX日経インデックス400先物取引の取扱い開始に伴う所要の整備を行う。

・業務方法書の取扱い第22条
及び手数料に関する規則第6条
・手数料に関する規則の別表

3. 施行日

平成26年11月25日から施行する。ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年11月25日以後の当社が定める日から施行する。

以上

清算システム機能の統合に伴う関連諸規則の一部改正について

目 次

	(ページ)
1 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	2
2 手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	4

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(建玉の移管の申請時限等)</p> <p>第20条の9 業務方法書第73条の44第2項及び第5項に規定する当社が定める時限は、<u>建玉の移管を行おうとする日の前日午後7時までとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務方法書第73条の44第2項及び第5項に規定する当社への申請は、取引日の終了時(日経平均V</p>	<p>(建玉の移管の申請時限等)</p> <p>第20条の9 業務方法書第73条の44第2項及び第5項に規定する当社が定める時限は、<u>次の各号に掲げる先物・オプション取引の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>国債証券先物取引、東証株価指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数(株式会社東京証券取引所が算出する東証株価指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数をいう。)</u>及び<u>配当指数を対象とする指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引並びに東証株価指数に係る指数オプション取引</u></p> <p><u>建玉の移管を行おうとする日の前日午後7時まで</u></p> <p>(2) <u>日経平均(日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。)、RNP指数(Frank Russell Company及び野村証券株式会社が算出するRussell/Nomura Primeインデックスをいう。)、NYダウ(S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。)、CNX Nifty(India Index Services & Products Limitedが算出するCNX Niftyをいう。)</u>及び<u>日経平均VI(日本経済新聞社が算出する日経平均ボラティリティー・インデックスをいう。以下同じ。)</u>を対象とする<u>指数先物取引並びに日経平均に係る指数オプション取引</u></p> <p><u>建玉の移管を行おうとする日の午後2時まで</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務方法書第73条の44第2項及び第5項に規定する当社への申請は、取引日の終了時(日経平均V</p>

<p>I 先物取引(日本経済新聞社が算出する日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする指数先物取引をいう。)及び有価証券オプション取引にあつては、指定市場開設者が定める J-N E T 取引の取引時間終了時とする。)の建玉について行うものとする。</p> <p>4 業務方法書第 7 3 条の 4 4 第 3 項に規定する当社が定める時刻は、<u>午前 9 時</u>とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(当社が委任する事務)</p> <p>第 2 2 条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日から施行する。ただし、第 2 2 条の改正規定は、当社が定める日から施行する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日以後の当社が定める日から施行する。</p>	<p>I 先物取引及び有価証券オプション取引にあつては、指定市場開設者が定める J-N E T 取引の取引時間終了時とする。)の建玉について行うものとする。</p> <p>4 業務方法書第 7 3 条の 4 4 第 3 項に規定する当社が定める時刻は、<u>次の各号に掲げる先物・オプション取引の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第 1 項第 1 号に掲げる先物・オプション取引</u> <u>午前 9 時</u></p> <p><u>(2) 第 1 項第 2 号に掲げる先物・オプション取引</u> <u>午後 3 時</u></p> <p>(当社が委任する事務)</p> <p>第 2 2 条 (略)</p> <p><u>2 当社は、業務方法書第 8 5 条第 1 項の規定に基づき、第 2 条第 2 号に掲げる指定市場開設者に対し、手数料に関する規則別表第 2 項に掲げる手数料のうち当社が定めるものの徴収に係る事務を委任するものとする。</u></p>
--	---

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(手数料の納入時期等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p>			<p>(手数料の納入時期等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 業務方法書の取扱い第22条第2項の規定に基づき同第2条第2号に掲げる指定市場開設者に対して徴収に係る事務が委任された手数料の納入については、当該指定市場開設者が当社の承認を受けて定めるところによらなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>		
付 則					
<p>1 この改正規定は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、当社が定める日から施行する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年11月25日以後の当社が定める日から施行する。</p>					
別表			別表		
清算手数料の算出の基準及び清算手数料率			清算手数料の算出の基準及び清算手数料率		
<p>1 (略)</p> <p>2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p>			<p>1 (略)</p> <p>2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</p>		
清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率
(略)			(略)		

業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	(略)			業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	(略)		
	日経平均先物取引(MINI取引)及びJPX日経インデックス400先物取引(注1)	(略)	(略)		日経平均先物取引(MINI取引)(注1)	(略)	(略)
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
(注1)～(注5) (略)				(注1)～(注5) (略)			